

# 所定疾患施設療養費(II)の算定状況について

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患療養費の算定状況を公表いたします。

1、対象となる利用者の状態は次の通りです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎

2、上記で治療が必要となった利用者に対し、治療管理として投薬・注射・処置等が行われる場合に算定する。(肺炎及び尿路感染症については検査も実施)  
また、1回に連続する10日を限度とし、月に1回限り算定する。

3、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載する。

4、施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。または感染症対策に十分な経験を有していること。

5、算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

## 令和4年度の算定状況

診断名/年月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	1	2	1	2	3	2	3	1	1	4	5	2	27
	日数	7	9	6	14	24	13	20	9	8	31	24	10	175
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	13

令和5年4月1日 介護老人保健施設 さやまの里 施設長